東海市条例第27号

東海市企業立地交付金条例

(目的)

第1条 この条例は、市内に工場等の新設又は工場等若しくは償却資産の再投資をする企業に対し、企業立地交付金(以下「交付金」という。)を交付することにより、企業の立地を促進し、もって市勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 工場等 営利を目的とする事業の用に供される工場、研究施設その他の市長が 適当と認める施設をいう。
 - (2) 償却資産 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第23号に規定する機械及び装置をいう。
 - (3) 企業 営利を目的として、工場等において継続的に事業を営む法人又は個人で、 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若し くは当該暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でな い者をいう。
 - (4) 新設 市内に工場等を有しない企業が市内に新たに工場等を設置することをいう。
 - (5) 再投資 市内に工場等を有する企業が当該工場等を増築し、若しくは改築し、若しくは市内の他の場所に工場等を設置し、又は当該工場等で営む事業の用に供される償却資産を取得することをいう。
 - (6) 次世代産業分野 次世代自動車関連分野、航空宇宙関連分野その他の将来の成長が見込まれる分野として規則で定める分野をいう。
 - (7) 中小企業者 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(交付金の種類)

- 第3条 交付金の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 工場等新設交付金
 - (2) 次世代産業分野工場等新設交付金
 - (3) 中小企業再投資交付金
 - (4) 次世代産業分野中小企業再投資交付金 (認定要件)
- 第4条 市長は、企業が次の各号に掲げる交付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するときは、当該企業を当該交付金の交付対象企業として認定することができる。
 - (1) 工場等新設交付金 工場等の新設をした場合(次号に規定する場合を除く。) において、次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 市内の工業地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第 1号の工業地域をいう。以下同じ。)及び工業専用地域(同号の工業専用地域を いう。以下同じ。)に、一の工場等の敷地面積(当該工場等を借り受けて事業を 営む場合にあっては、当該事業の用に供される土地の面積。以下同じ。)として 3,000平方メートル以上の敷地を確保していること。
 - イ アの規定に適合する敷地(当該適合する敷地が2以上ある場合にあっては、いずれか一つの敷地。以下同じ。)に、家屋及び償却資産(以下「家屋等」という。)に係る固定資産税評価額の合計額が1億円以上となる固定資産を有していること。
 - (2) 次世代産業分野工場等新設交付金 次世代産業分野に属する事業の用に供される工場等の新設をした場合において、次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 市内の工業地域、工業専用地域その他市長が適当と認める地域(以下「工業地域等」という。)に、一の工場等の敷地面積として3,000平方メートル以上の敷地を確保していること。
 - イ アの規定に適合する敷地に、家屋等に係る固定資産税評価額の合計額が1億 円以上となる固定資産を有していること。
 - (3) 中小企業再投資交付金 工場等及び償却資産の再投資をした場合(次号に規定する場合を除く。)において、次に掲げる要件に該当すること。
 - ア 当該企業が中小企業者であること。

- イ 当該工場等が市内の工業地域等に存すること。
- ウ 当該工場等の家屋等(再投資をした部分に限る。)に係る固定資産税評価額の 合計額が2,000万円以上となること。
- (4) 次世代産業分野中小企業再投資交付金 次世代産業分野に属する事業の用に 供される工場等及び償却資産の再投資をした場合において、前号アからウまでに 掲げる要件に該当すること。
- 2 市長は、前項の規定により次世代産業分野工場等新設交付金及び次世代産業分野中小企業再投資交付金(以下「次世代産業分野工場等新設交付金等」という。)の交付対象企業を認定するに当たっては、あらかじめ、東海市次世代産業審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項の規定により認定を受けようとする企業は、公害防止対策について市長と 協議の上、当該公害防止対策を実施する企業でなければならない。ただし、市長が 公害防止対策の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(交付金の交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定により認定した企業(以下「認定企業」という。) に対して、当該認定に係る交付金を交付するものとする。

(交付金の交付期間)

第6条 交付金の交付期間は、第4条第1項の規定に該当することとなった日以後、 当該土地及び家屋等に最初に固定資産税及び都市計画税を課することとなった年 度(当該年度において工場等の操業を開始していない場合にあっては、操業を開始 した日の属する年度)を初年度とし、3年度(償却資産のみの再投資をした場合に おける中小企業再投資交付金及び次世代産業分野中小企業再投資交付金の交付に あっては、1年度)とする。

(交付金の額)

- 第7条 交付金の額は、次の各号に掲げる交付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が1年度につき1億円を超えるときは、当該年度は1億円とする。
 - (1) 工場等新設交付金 前条に規定する交付期間(以下「交付期間」という。) 内 における各年度において当該工場等の土地及び家屋等に係る固定資産税及び都

市計画税に相当する額に、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額

- ア 初年度 100分の100
- イ 翌年度 100分の75
- ウ 翌々年度 100分の50
- (2) 次世代産業分野工場等新設交付金 交付期間内における各年度において当該工場等の土地及び家屋等に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額
- (3) 中小企業再投資交付金 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア イに掲げる場合以外の場合 交付期間内における各年度において当該工場等 の土地 (新たに土地を取得し、又は借り受けた場合に限る。次号アにおいて同じ。)及び家屋等 (再投資をした部分に限る。次号アにおいて同じ。)に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額に、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額
 - ⑦ 初年度 100分の100
 - (イ) 翌年度 100分の75
 - (ウ) 翌々年度 100分の50
 - イ 償却資産のみの再投資をした場合 前条に規定する初年度(以下「初年度」 という。)における当該償却資産に係る固定資産税に相当する額に100分の5 0を乗じて得た額
- (4) 次世代産業分野中小企業再投資交付金 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞ れ次に定める額
 - ア イに掲げる場合以外の場合 交付期間内における各年度において当該工場等 の土地及び家屋等に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額
 - イ 償却資産のみの再投資をした場合 初年度における当該償却資産に係る固定 資産税に相当する額

(権利義務の移転)

第8条 認定企業について、合併、相続、譲渡等による承継があった場合は、当該認 定企業に対するこの条例による権利義務は、その承継人(暴力団員等を除く。)に 移転する。当該移転があった後において、更にこれらの承継があった場合も同様と する。 (認定の取消し)

- 第9条 市長は、認定企業(前条の規定による承継があった場合は、その承継人を含む。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認定を取り消すことができる。
 - (1) 第4条第3項の公害防止対策を実施しないと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
 - (3) 暴力団員等であることが判明したとき。

(交付金の不交付等)

- 第10条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。
 - (1) 前条の規定により認定を取り消されたとき。
 - (2) 交付期間内において、第4条第1項各号の要件を欠くこととなったとき。
 - (3) 工場等の操業を廃止し、若しくは休止したとき又は廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。
 - (4) 交付期間内において市税を滞納したとき。
 - (5) 固定資産税及び都市計画税の額に変更が生じたことにより、当該変更後の固定 資産税及び都市計画税の額を基に算定した交付金の額を超えて交付金の交付を 受けることとなったとき。
 - (6) 偽りその他の不正の手段により交付金を受け、又は受けようとしたとき。 (報告及び立入調査)
- 第11条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、認定企業に対して 必要な報告を求め、又は当該職員をして工場等への立入調査をさせることができる。 (東海市次世代産業審査会)
- 第12条 次世代産業分野工場等新設交付金等の交付対象企業の認定について審査するため、東海市次世代産業審査会(「以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、委員4人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 商工業者団体を代表する者

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知ることをできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も、同様とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に企業が新設をした工場等並びに再投資をした工場等及び償却資産について適用する。

(東海市浅山新田企業立地交付金条例の廃止)

3 東海市浅山新田企業立地交付金条例(平成8年東海市条例第15号)は、廃止する。

(東海市浅山新田企業立地交付金条例の廃止に伴う経過措置)

4 施行日前に前項の規定による廃止前の東海市浅山新田企業立地交付金条例の規定により浅山新田企業立地交付金の交付対象企業として認定された企業に対する浅山新田企業立地交付金の交付については、なお従前の例による。